

三協ラボサービス株式会社

動物実験の倫理に関する原則

この原則は、三協ラボサービス株式会社において、動物実験等を計画し実施する際に、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づくとともに、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、「動物の殺処分方法に関する指針」、「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」を踏まえて、科学的観点と動物愛護の観点とを両立させ、その適正な実施を図ることを目的として定める。

1. 三協ラボサービス株式会社社長を機関長という。
2. 機関長の責務
 - (1) つくばラボで実施される動物実験等の実施に関して最終的な責任を負うとともに動物福祉に関するすべての責務を負う。
 - (2) 社内の動物福祉関連規程(動物実験の倫理に関する原則、動物実験倫理委員会規則、実験動物福祉規程)を策定し、動物実験、動物飼養の関係者に対し、動物実験、動物福祉等に関する教育・訓練を行うと共に、関連法令、基準ならびに指針の周知を図る。
 - (3) 動物実験倫理委員会を設置し、実験動物の取扱いが適正であるかどうかを諮問する。
 - (4) 動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な実験動物の生産等を行うために必要な施設・設備を整備する。
 - (5) 管理者ならびに管理者を補佐して実験動物の管理を担当する実験動物管理者を任命する。管理者には実験動物および実験動物を飼養もしくは保管または実験等を行う施設を管理する者を充てる。実験動物管理者には、実験動物に関する知識および経験を有する者を充てる。
 - (6) 動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、「自己点検規程」を策定し、定期的に動物実験等を自己点検及び評価するとともに、外部検証の実施に努める。
 - (7) 動物実験等に関する情報(機関内規程、自己点検評価、外部検証の結果、飼養及び保管の状況、その他(生産計画、教育訓練、動物実験委員会の構成など))を自社ホームページ上で情報公開する。
3. 動物施設及び動物の飼育管理に責任を有するつくばラボ施設責任者(管理者)は、動物に影響を及ぼす環境、栄養、微生物、危険物質等の因子を統御し、動物の快適環境維持に努める。
4. つくばラボで実施される動物実験(実験動物の維持・繁殖を含む)に責任を有する者(以下、動物実験実施責任者という)は、動物実験、動物の取扱いおよび動物福祉に関して十分な知

識と経験を有するものでなければならない。

5. 動物実験実施責任者は、実験の評価方法について検討し、動物実験に代わる手段がない場合、または代替手段の精度が不十分な場合にのみ動物実験を計画するように努める。
6. 動物実験実施責任者は、実験目的に適した動物種ならびに系統を選択するとともに、有効なデータを得るために必要な最少匹数の動物を実験に供するよう努める。
7. 動物実験実施責任者は、動物の購入(または受け取り)に先立ち、動物実験計画書を動物実験倫理委員会に提出し、動物福祉の観点から実験計画の審査を受けた後、機関長の承認を得る。
8. 動物実験承認に関する規程のほか、動物倫理に関して必要なその他の規程は、動物実験倫理委員会が別に定める。
9. 動物実験実施責任者は、実験の妨げにならない範囲で、動物に麻酔、鎮痛・鎮静処置等を施すことによって、動物にできるだけ苦痛・恐怖を与えないように努める。
10. 動物実験実施責任者は、動物がひどい苦痛や長時間の痛みと不快にさらされる場合、またはその可能性がある場合、動物の苦痛を軽減させる処置を施すように努めると共に、必要な場合に人道的エンドポイントを考慮して動物の安楽死を行う。動物実験倫理委員会は、管理者と協働して安楽死についての助言・指導を行う。
11. 動物実験倫理委員会規則ならびに実験動物福祉規程は機関長が別に定める。
12. 本原則の改廃は機関長の承認による。

付則

本原則は、2013年3月22日から施行する。

改訂:2015年2月10日

改訂:2015年3月31日

改訂:2015年7月16日